

## 9月12日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 2番議員 | 中嶋 登 君   | 9番議員 | 玉川 清史 君  |
| 3 "  | 塚田 舞 君   | 10 " | 山城 峻一 君  |
| 4 "  | 松本 みゆき 君 | 11 " | 祢津 明子 君  |
| 5 "  | 水出 康成 君  | 12 " | 大日向 進也 君 |
| 6 "  | 宮入 健誠 君  | 13 " | 朝倉 国勝 君  |
| 7 "  | 中村 忠靖 君  | 14 " | 大森 茂彦 君  |
| 8 "  | 星 哲夫 君   |      |          |
2. 欠席議員 1番議員 滝沢 幸映 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |          |          |
|----------|----------|
| 町 長      | 山村 弘 君   |
| 副 町 長    | 臼井 洋一 君  |
| 教 育 長    | 塚田 常昭 君  |
| 総 務 課 長  | 関 貞巳 君   |
| 企画政策課長   | 伊達 博巳 君  |
| 会計管理者    | 大橋 勉 君   |
| 住民環境課長   | 山下 昌律 君  |
| 福祉健康課長   | 鳴海 聡子 君  |
| 商工農林課長   | 竹内 祐一 君  |
| 建設 課 長   | 堀内 弘達 君  |
| 教育文化課長   | 長崎 麻子 君  |
| 収納対策推進幹  | 細田 美香 君  |
| まち創生推進室長 | 小河原 秀昭 君 |
| 総務課長補佐   | 瀬下 幸二 君  |
| 総務係長補佐   | 宮嶋 和博 君  |
| 総務課長補佐   | 宮下 佑耶 君  |
| 財政係長補佐   | 竹内 優子 君  |
| 企画政策課長補佐 | 橋本 直紀 君  |
| 企画調整係長   | 春日 英次 君  |
| 保健センター所長 |          |
| 子ども支援室長  |          |
| 代表監査委員   |          |
4. 職務のため出席した者
- |        |          |
|--------|----------|
| 議会事務局長 | 北村 一朗 君  |
| 議会書記   | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- (1) 学校教育についてほか 大日向 進 也 議員  
(2) 防災組織についてほか 水 出 康 成 議員  
(3) 町の魅力発信と移住定住についてほか 山 城 峻 一 議員

第 2 議案第 4 1 号 令和 4 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第 4 2 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第 4 3 号 令和 4 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第 4 4 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第 4 5 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第 4 6 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**副議長（中嶋君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、1 番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。よって、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、私が議長を務めます。スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第 1 「一般質問」

**副議長（中嶋君）** 最初に、12 番 大日向進也君の質問を許します。

**12 番（大日向君）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今夏、4 年ぶりに開催となった坂城どんどんでは、オープニングイベントからたくさんの来場があり、久方ぶりににぎわいのある町民まつりの姿をかいま見ることができました。しかし、雷雨のため、予定されていたおどり流しが中止となってしまう、非常に残念な思いであります。

来月には町民運動会、また、町文化祭等の開催が控えております。一つ一つ日常が戻りつつ

ある中、たくさんの方とふれあう機会が増えてきたことに喜びを感じる反面、コロナ感染者数が増えてきていることに危機感を抱かざるを得ない心持ちであります。そのような状況を逐次注視しながら、これからの行事が滞りなく開催されることを願っております。

それでは、質問に入ります。

1. 学校教育について

イ. 本年5月にコロナが5類に移行され、様々な行動制限が解除されました。学校生活での状況の変化について2点お尋ねします。

通学時や授業中のマスクの着用状況、また、給食時の様子はどのようになっているでしょうか。また、そのほかの学校生活の状況は。

ロといたしまして、端末、タブレットによる学習について4点お尋ねします。

導入3年目となるが、各小学校、中学校の利用状況はどのような状態でしょうか。

2点目、家庭学習での使用状況。

3点目、教員への端末を使用した学習を行うためのIT教育研修の状況はどのようになっているでしょうか。

最後に、特別支援教室等において、児童生徒の端末を使用した学習の状況はどのようになっていますか。

ハ. 英語教育について

教材について、2点お伺いします。小中学校において教科書以外に取り入れられているものはあるのでしょうか。端末を使用した学習は行われているのでしょうか。これは音声等を使用した学習ということです。

最後に、ALT講師を交えての学習状況ということで、町のALT講師の人数。小中学校では、ALT講師の授業はどのようなものを行っているのでしょうか。人材育成という側面から非常に重要な部分であると考えますが、机上学習だけで得られない知識もあり、英語力の向上は、今後の社会生活にも必要となってくると思います。町としての英語力向上のお考えをお聞かせください。

以上、質問いたします。

**教育長（塚田君）** 1. 学校教育についてのご質問に順次お答えします。

最近の学校教育現場は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大や、学校現場においてもデジタル化の推進など、目まぐるしいほどの変化がありました。しかし、その都度、教育の質を低下させることなく、柔軟に対応してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大前は、対面での教育が当たり前でしたが、感染拡大後は学習の進め方に大きな変化をもたらしました。

初めに、イ. 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校の状況につきまして

は、今年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へ引き下げられたことを受け、小中学校においては、引き続き感染対策に留意する中で、国の方針や県立学校の取扱いに準じ、出席停止期間の短縮など感染時の措置について変更を行っております。

ご質問の学校におけるマスクの着用につきましては、今年4月に示された国の方針の中で、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本とされております。

現在の学校の状況としましては、登下校時には、熱中症対策の面からマスクを外す児童生徒が多くなっております。

一方、授業中は小学校低学年では多くの児童がマスクを外しております。しかし、小学校高学年や中学校ではマスクを着用している児童生徒の割合が比較的多い状況であります。コロナ禍でマスクの着用に慣れているということもあり、以前のようなマスクを使用しない環境には、もうしばらく時間を要するものと思われまます。

また、給食時につきましては、衛生面の観点から給食の準備中にはマスクを着用しております。食事中は会話もしながら食べることができております。

その他の活動においては、現在はマスクの着用を強制しないことを原則としております。感染症の流行期には、集会時にマスクを着用するなど、必要に応じた指導をしてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、8月29日に長野県下で医療警報が発令され、町内小中学校においても、夏休み明けに発症例が散見されるなど、いまだ完全終息には至らない状況であります。

学校においては、圏域内の感染症の感染状況に注意しながら、児童生徒の健康観察や換気の徹底、手洗い等の手指衛生やせきエチケットの指導など、引き続き基本的な感染対策を行い、校内における蔓延防止を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ロ. 学校における1人1台の端末を利用した学習についてのご質問にお答えいたします。

当町では、令和2年度、町内小中学校に児童生徒向けの1人1台の端末と高速通信ネットワーク等の整備を行い、令和3年度から運用を開始いたしました。運用開始からこれまでの間、端末に楽しんで慣れるという段階を経て、現在では、デジタル教材などを活用した個別学習や、1人1台の端末を活用し、4人1グループでの学び合いを中心とした協働学習を進めております。

従来の先生の話聞くことが中心の授業形態だけでなく、端末を用いた調べ学習やグループでの学び合いを通じ、クラスメイトと意見や感想を共有し、困っているところがあれば互いに助け合うことにより、児童生徒一人一人が自ら考え主体的に学ぶ、個別最適な学びと、協働して学び合う探究活動の創出の実現に向けて取り組んでおります。

学校における端末の利用状況としましては、今年4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果では、週3回以上端末を利用すると回答した児童生徒の割合は、町内小中学校ともに9割を超え、全国と長野県の平均を大きく上回っております。

また、ほぼ全ての児童生徒が、学習の中でパソコンやタブレットなどのICT機器を使うことは勉強の役に立つと思うと回答しており、端末での学習が受け入れられている様子をうかがうことができる結果となっております。

また、家庭学習での使用状況はというご質問についてですが、1人1台の端末の運用開始以降、新型コロナウイルス感染症の影響による学級閉鎖などの際に、端末を自宅に持ち帰り、オンライン授業や課題を配布し家庭学習に活用してまいりました。

現在、日常的な家庭学習への活用については、既に端末を持ち帰り家庭学習に取り組んでいる他の自治体の事例も踏まえ、学校と検討を進めております。

日常的な端末の持ち帰りについて、学校と検討を行う中では、学校の管理が及ばない場所での不適切な端末の使用や盗難、インターネット上のトラブルなど、リスクについての配慮が必要になると考えております。

こうしたリスクへの懸念に対し、今後、専門業者を交える中でインターネットのフィルタリングなどの安全対策を講じるとともに、児童生徒や保護者への啓発を行い、家庭学習への活用を進め、児童生徒が積極的に家庭で端末を利用できる環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、端末を使用した学習を進めるための教員研修についてのご質問についてお答えします。

町学校職員会においては、1人1台の端末を活用した効果的な学びに向け、定期的な校内研修や外部講師による研修、公開授業などを通じて教員間の情報交換を行い、授業改善に向けて研究を進めております。

また、教育委員会では、教育現場のニーズに合わせたICT活用を進めるため、専門業者に委託し、小中学校へのICT支援員の巡回派遣を行っております。各小中学校ではICT支援員の協力を得ながら、端末の操作や授業への活用についてそれぞれ研修に取り組んでおります。

一方で、1人1台の端末導入の目的である一人一人の個性に合った個別最適な学びを実現するためには、ICTの知識に加え、通常学級においても児童生徒一人一人の個性に配慮するインクルーシブ教育の視点が必要になると考えております。

町学校職員会では、この夏休み中もインクルーシブ教育についての研修を行うなど、一人一人の個性に配慮した教育に取り組んでおります。こうした教育を目指す中で、1人1台の端末の効果的な活用が進むことを期待しております。

続きまして、特別支援学級における端末の活用についてのご質問ですが、特別な教育的配慮を要する児童生徒に対しても、一人一人の特性に合わせた個別最適な学びを実現する上で、

1人1台の端末は重要な役割を果たすものと考えております。

現在の端末の活用としましては、デジタル教材を活用した各自の理解度に合わせた学習に加え、障がいの特性などにより、紙の教科書を読むことが困難な児童生徒には、文字の大きさや背景などの色の変更、ルビの表示、音声読み上げなどの機能があるマルチメディアデジ教科書を活用し、学習のサポートを行っております。

今後も、教育現場のニーズを捉え、引き続き教材やICT環境の整備を進めるとともに、学校、教員への支援を行い、1人1台の端末の有効活用を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ハ. 小中学校における英語教育についてのご質問にお答えいたします。

町では、国際化の進む社会において、自分の考えや意思を表現し、活躍することのできるグローバルな人材の育成を目指し、英語教育、異文化体験の充実に取り組んでまいります。

特に学校教育においては、令和2年の学習指導要領の改訂により、小学校での英語教育が必修化される以前から、町独自に小中学校にALTを配置し、英語教育コーディネーターが中心となり、小中一貫した英語教育に先行して取り組んでまいりました。

現在は、英語を母国語として話す3名のネイティブスピーカーをALTとして配置し、それぞれの担当の小中学校において授業のサポートを行っております。また、保育園にもALTが訪問し、幼児期における英語の学びにも取り組んでおります。

小中学校の各学年における英語教育の取組につきましては、小学校1、2年生では週二、三回、ALTが主導する1回15分程度の短時間のモジュール学習を中心に、英語になれ親しむための学びを行っております。小学校3、4年生からは必修の外国語活動として週1時間、5、6年生になりますと外国語が一つの教科となり、週2時間、英語専科の教員と学級担任、ALTを交えて英語学習を行っております。

授業においては、ALTが母国の文化を紹介する時間やゲーム形式の活動を交え、ネイティブスピーカーとコミュニケーションを行う中で、学校からは、海外の国に興味を持つ児童が多くなった、もっと英語を話せるようになりたいという児童の声も聞かれたとの報告がありました。

また、小学校の授業においては、文部科学省の配布教材を中心に学習を行っております。さらに、5、6年生では、1人1台の端末を活用し、デジタル教科書を用いた発音の確認やスライド発表、一人一人に合わせた課題に取り組むなど、学習を補助しております。

このほか、小学校においては4年生から6年生を対象に、継続してジュニア英検を受験しており、英語教育の浸透具合を把握するとともに、信州大学に結果の分析を依頼し、その結果を基に授業改善に努めております。

また、中学校では、デジタル教科書をメインに、副教材としてワークブックや英語ノートを使用した授業が行われております。また、デジタル教科書により発音の確認や音読練習など、

各自の進度に合った学習に取り組んでおります。

なお、中学校においても、ALTが週1回ずつ全学級の授業に参加し、端末を活用してクイズ形式の活動を行うなど、生徒が楽しみながら英語学習に取り組むことができいております。

教育委員会としましては、引き続き、ALTの配置やデジタル教材を活用するためのICT環境の整備を進め、学校における英語教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、ご質問にありますように、今後ますます国際化が進むにつれ、社会生活における英語力の重要性が高まっていくものと考えております。

町では、これまで学校における英語教育に加え、夏休みには小学2年生から中学3年生までを対象にALT等との交流を通じて国際感覚を楽しみながら養う国際交流事業として、English Day in坂城町を実施し、英語活動の充実を図っております。また、小中高の児童生徒を対象とした海外派遣プログラムを実施し、将来を担う子どもたちへの異文化体験の機会の創出に取り組んでまいりました。

海外派遣プログラムにつきましては、コロナ禍により中断し、この間、諸外国の情勢もさま変わりしております。今後、各年代の海外派遣・交流事業の再開に向けて検討を進め、子どもたちが異文化に触れ、国際理解を深めることができる環境づくりを学校における英語教育とともに推進してまいりたいと考えております。

**12番（大日向君）** ただいま、教育長よりお答えいただきました。コロナ後の学校生活の様子を伺い、一朝一夕とはまいりませんが、穏やかな日常を送ることができていると思います。

導入3年目となる端末学習についてですが、今回、通常学級でなく特別支援学級の児童生徒へも適切な指導が行われていることがわかりました。また、英語学習についても、様々なツールを用いての対応がなされていることもわかりました。

そこでなんですけれども、再質問ということで、コロナ5類移行後の学校行事についてなんですが、修学旅行については、各小学校、中学校ではどのような予定をしているのでしょうか。

それと、現在3名のALT講師がいらっしゃるということですが、各学校1名ずつ配置のお考えはどのようなもののでしょうか。また、英語の授業の学習だけでなく、日常生活、給食や体育、音楽やクラブ、部活動等において、英語のふれあいが英語力の向上につながると思いますが、どのようでしょうか。

**教育文化課長（長崎さん）** 教育についての再質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行した後の学校行事の状況ですけれども、国内において新型コロナウイルスの感染が始まった令和元年度から令和4年度までにつきましては、修学旅行をはじめ多くの学校行事を実施することができませんでしたが、今年度は5類への移行を踏まえた年間行事計画を立て、学校行事の実施、再開に向け準備を進め、主立った学校行事は計画どおりに実施されております。

ご質問の修学旅行につきましては、坂城小学校が6月、中学校では8月にそれぞれ1泊2日の日程で実施しております。村上小学校と南条小学校につきましては、今月実施する予定でございます。

次に、ALTの増員につきましてのご質問ですが、現在、英語教育コーディネーターが各小中学校や保育園の時間割や行事などに合わせ、3名のALTの日程調整を行い、巡回することで機動的な英語教育が行われております。学校での英語が必修化された以降、全国の小中学校で英語教育が進められ、ALTの配置が拡大し、需要が高まっている状況でございます。

このため、経験のあるALT人材の確保が大変重要となっておりますので、当面は現行の3名体制を維持し、経験のあるALT人材の配置に努めてまいりたいと考えております。

また、英語授業の学習だけでなく、日常生活において英語のふれあいなどが英語力の向上につながるご質問でございますが、ALTにつきましては、基本的に英語授業の学習ということで委託契約をされておりますので、それ以外の活動につきましては、今のところ考えてはおりません。

**12番（大日向君）** 再質問に担当課長よりお答えいただきました。この4年間で児童生徒を取り巻く環境が大きく変化いたしました。そのような中でも、都度環境に適応し学習を行い、人とのつながりを築いている姿を日々目にいたします。「坂城の子は坂城で育てる」をモットーに教育を行ってきた成果が、このような結果として出てきたのではないかと思います。これからも一層学力の向上に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

## 2. 地域共生社会の実現について

今回、坂城町第6次長期総合計画の中で、介護保険事業計画も新たに見直しの対象となりました。世界的に見ても日本では類を見ないスピードで高齢化が進んでおり、介護保険制度が施行された平成12年、2000年時には75歳以上の高齢者は900万人であったが、平成27年、2015年の国勢調査では約1,600万人ほどに膨れ上がっております。

また、当町に目を向けますと、令和2年10月時点で総人口に対し65歳以上の人口は約35%となり、後期高齢化率は20%と数字で見ても高齢化が進んでいることがわかります。令和2年、2040年には高齢者が総人口の約半数を占めるとデータに示されております。

そこから見えてくるのは生産人口数の大幅な減少と、それによる町民税収の低下であります。それらのことから、今打てる手だての洗い出しと実行が不可欠ではないでしょうか。現社会における世帯構成の変化や介護者の高齢化による介護力の低下など、高齢者介護を取り巻く環境は非常に厳しいと言わざるを得ないのが現実であります。

今回は全国的にも関心の高い介護保険サービス等の町における現状をお聞きしてまいります。

### イ. 介護認定の状況について

要介護認定の状況は。要支援1、2、要介護1から5の過去5年のそれぞれの人数の推移はどのようになっていますか。

ロ．地域包括支援センターの状況について

地域包括支援センターの過去5年の相談件数は。また、相談の内容について。寄せられた相談について、どのような機関と連携し対応しているのでしょうか。町内にある介護保険サービスの利用可能な事業所の種類と件数は。

ハ．介護予防について

町の介護予防の取組は。地域活動支援グループの活動等はどのようなものがあるのでしょうか。

以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま、大日向議員さんから2番目の質問としまして、地域共生社会の実現についてイ、ロ、ハとご質問をいただきました。私からは、全般的なことに関しまして申し上げまして、詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

さて、平成27年9月に国の新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームの報告として、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンが示されたところであります。

また、翌年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランの中で社会づくりが進められ、福祉分野においては「我が事・丸ごと」地域づくりとして、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現が必要であるとされたところであります。

これまでの福祉サービスは、高齢者や障がい者、子どもといった対象ごとに分けられ、加えて高齢者施策については地域包括ケアを進め、子育て支援については地域での子育てが重視され、障がい者福祉については施設から地域へと地域福祉づくりに取り組んできました。

こうした地域生活課題の解決に向け、福祉の領域の縦割りをなくし、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備することを目的に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和3年4月に施行されました。

この法改正におきまして、地域共生社会の実現をより具現化するため、市町村において包括的支援体制の構築をはじめ、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備、介護人材確保及び業務の効率化の取組強化など所要の措置を講じることが定められました。

法改正に至る経緯といたしましては、少子高齢化が急速に進行し、単身世帯の増加や家族の在り方、地域のつながりの希薄化など、地域社会が変化してきたことと併せて、8050問題や介護と育児のダブルケア、安定就労に就くことができないことなど、新たな孤立を生み出し、個人や家族だけでは解決できない課題が増加したことなどが背景にあるものと考えております。

また、介護保険制度に関しましても、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年が近づき、さらに高齢者人口がピークを迎える2040年を考えると、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護者が増加する一方、生産年齢人口が減少することが見込まれているところであります。

こうした状況の中、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、誰もが役割を持ち存在を認め合い、孤立せずその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められているところであります。

市町村におきましては、これらの世帯全体が抱える複合的な課題を的確に把握し、支援の必要があると思われる方には既存の相談支援体制等の機能を活用しつつ、効率的で柔軟な事業運営を確保するため、関係する多機関の連携体制の構築が地域に必要とされております。

既存の制度だけでは十分に対応できない、いわゆる制度のはざまにいる方の課題解決や人口減少による担い手不足等、課題を他人事ではなく自らの問題と捉え、お互いのことを思いやる社会をつくり、人と人とのつながりがセーフティネットとなることで、地域社会全体を支える仕組みが重要になってまいります。

地域共生社会とは、こうした社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、高齢者福祉や障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野ごとの縦割りや、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会が世代や分野を超えつながることで、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会であります。

今後、さらなる高齢化が進む中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域において生活できるよう、連携支援のネットワークである地域包括ケアシステムを構築しながら、地域包括支援センターが中心となり、社会福祉協議会、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係機関や団体と連携を図るとともに、地域の資源を活用して安全で質の高いケアを提供していく体制を推進し、2040年を見据えた地域共生社会の実現に向け、地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、坂城町でこれから建設を進めております新複合施設も、新たな地域共生社会実現の場の一つとなるものと考えております。以上であります。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 2. 地域共生社会の実現について、イ. 介護認定の状況についてから順次お答えいたします。

介護保険制度は、高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化、核家族化の進行などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年に創設され、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。

また、厚生労働省の介護保険事業状況報告からは、令和5年3月で、在宅で介護または要支援者向けの介護予防サービスを受けた人は約413万人、施設に入所してサービスを受けた人は約95万人と公表されています。

初めに、イ. 介護認定の状況についてお答えいたします。

当町の要介護認定者の介護度別の人数と過去5年分の推移についてでございますが、それぞれ年度末の人数でお答えいたしますと、平成30年度、要支援1、87人、要支援2、81人、要介護1、165人、要介護2、109人、要介護3、97人、要介護4、136人、要介護5、88人、合計763人。

令和元年度、要支援1、88人、要支援2、83人、要介護1、178人、要介護2、102人、要介護3、87人、要介護4、134人、要介護5、101人、合計773人。

2年度、要支援1、118人、要支援2、83人、要介護1、192人、要介護2、92人、要介護3、95人、要介護4、134人、要介護5、88人、合計802人。

3年度、要支援1、115人、要支援2、80人、要介護1、196人、要介護2、99人、要介護3、106人、要介護4、118人、要介護5、77人、合計791人。

4年度、要支援1、127人、要支援2、83人、要介護1、202人、要介護2、91人、要介護3、87人、要介護4、135人、要介護5、75人、合計800人となっております。

介護度別の人数でここ5年間を比較いたしますと、僅かな増減が見られますが、年度ごとの総数では微増傾向にあると捉えており、介護保険制度がスタートした平成12年度の認定者数375人と令和4年度の認定者数800人と比べますと、22年間で2.1倍という状況でございます。

続いて、ロ. 地域包括支援センターの状況についてお答えいたします。

地域包括支援センターは、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置しており、介護・医療・保健・福祉などの面から高齢者を支える相談窓口であり、専門知識を持った職員が、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行っております。

主な業務は、総合相談支援業務をはじめ要支援1、2の介護予防ケアマネジメント業務、高齢者の権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント業務を行っており、得意分野を生かし医療機関・介護事業所と連携を取りながら、高齢者やその家族の生活に関することなど、幅広く対応しております。

地域包括支援センターに寄せられた相談件数につきましては、平成30年度は2,176件、令和元年度1,719件、2年度2,216件、3年度3,392件、4年度2,937件となっております。

過去5年間の相談件数のうち、令和3年度が突出して多い原因としましては、コロナ禍によ

り外出の機会が減ったことから、体力や気力低下等につながり、自身の健康状態に不安が生じ相談が増加したことが挙げられます。

相談内容につきましては、多岐にわたりますが、高齢者本人からの相談では、ご自身が困難になってきた生活動作についての相談が多い傾向があり、対応としては、訪問介護による人的な援助や福祉用具のレンタル、住宅改修等による住環境の整備のほか、デイサービス等に通りハビリを行うことで機能の回復を目指すなどの支援をしております。

一方で、相談者が家族や親族である場合は、高齢者自身の身体機能低下を防ぐために、運動系のサービスや外出を促したいという予防的な観点からの相談もあれば、身体だけでなく認知面の機能低下が顕著になり、家族での対応や支援が困難な状況になってからの相談もございます。

それぞれの支援にあたりましては、相談内容やケースに応じて、社会福祉協議会や介護サービス事業所、医療機関、保健福祉事務所など、必要な機関と連携を取りながら対応しております。

次に、町内の介護保険サービスの事業所についてお答えいたします。介護保険の適用を受けるサービスを提供する事業者のうち、要介護を対象としたサービスを行う事業者は、介護保険施設、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者の三種の種類があります。

そして、町内にある介護保険サービスを行う事業所は、一つ目の介護保険施設として特別養護老人ホーム2か所、地域密着型特別養護老人ホーム1か所、二つ目の指定居宅サービス事業者として、訪問介護（ヘルパー）事業所が1か所、訪問入浴事業所が1か所、訪問リハビリテーション1か所、訪問看護ステーション1か所、地域密着型を含む通所介護事業所（デイサービス）が4か所、認知症対応型通所介護事業所1か所、訪問と通い、宿泊を組み合わせる小規模多機能型居宅介護1か所、短期入所生活介護事業所2か所、認知症対応型共同生活介護施設2か所、三つ目の指定居宅介護支援事業者として、ケアマネジャーが常駐する居宅介護支援事業所が2か所となっており、複数のサービスを同じ事業所で提供しているものもございます。

これらの事業所のうち、最近では、今年4月に新しく認知症対応型グループホームが開所し、昨年においては、医師の指示書に基づき実施する訪問リハビリテーションや訪問看護ステーション、また運動に特化した通所介護事業所がそれぞれ開所し、サービス基盤の整備が進んでいるところでございます。

次に、ハ、介護予防についてであります。介護予防の取組の一つとして、フレイルと呼ばれる加齢により心身の活力が低下していく状態を、どのようにして予防するかが対策の鍵となっております。

健康と要介護の中間に位置するフレイル状態の予防には、栄養としてバランスよく食事をす

ることや、歩いたり体を動かす身体活動、また、就労や余暇活動を通じた社会参加が効果的であるとされています。

また、高齢者が継続的に参加できるよう、町で実施する介護予防事業といたしましては、いきがい広場やストレッチ・ヨガ体操、地域のグループ活動への支援などがあります。

いきがい広場は、社会福祉協議会に委託している事業で、65歳以上の介護保険サービスを利用していない方を対象に会場を2か所に分け、週2回開催しております。外出頻度が減少傾向にある高齢者にとって、人との交流の場となることに加え、体操や脳トレなどを目的としたレクリエーションを行い、参加者の楽しみや生きがいにつながっています。

また、地域活動支援グループは、各地域やグループ単位で構成され、公民館等を会場として、月に1回から4回程度の頻度で、現在14グループが活動しています。活動内容はグループによって異なりますが、運動や茶話会など憩いの場として定着してきております。

さらに各グループからの要望により、専門的な指導を依頼された場合は、健康運動指導士、理学療法士などの講師を派遣し、グループで定期的実施する介護予防活動として支援しております。

高齢者の方がいつまでも元気で生き生きと暮らし、できる限り自立した生活が送れるよう、住民同士による見守り体制が生まれる地域づくりや健康づくりにも取り組み、介護予防を推進してまいりたいと考えております。

**12番（大日向君）** ただいま、町長、担当課長よりお答えいただきました。介護サービス対象者の人数については、大幅な増加はないということですが、やはり着実に微増傾向が見られる状況です。遠くない未来を見据え、環境整備や健康寿命を延ばせるよう、早めの対策を講じていただきたいと思います。

そこでなんですけれども、1点再質問で、町のケアマネジャーについて、人数とその体制はどのようになっているのでしょうか。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ただいま、大日向議員さんから、地域包括支援センターのケアマネジャーが足りているのか、またその体制についての再質問をいただきました。

はじめに、ケアマネジャーについてありますが、ケアマネジャーとは介護支援専門員のことで、主に高齢者の身体機能の変化によって生じる困り事や心配、介護サービスが受けられるよう相談に応じ、ご本人やご家族と一緒にサービス計画書を作成するとともに、介護サービス事業者などとの調整・連絡を行っております。

現在、地域包括支援センターにはケアマネジャーの有資格者は2名おり、高齢者が抱える問題点に対して、アセスメントを通じ課題解決に向けモニタリングを実施しています。

人数について充足しているかの点につきましては、センター内に職員がそれぞれの役割を持ち、専門知識を生かした対応ができているものと考えております。

また、地域包括支援センターの体制についてでございますが、介護予防支援業務に従事する介護支援専門員として1名、保健師が1名、社会福祉士2名と資格を有する職員を配置しております。それぞれの専門職が介護業務だけでなく、高齢者に関する相談に応じるなどの業務の中で経験を積み、スキルアップに努めているところでございます。

**12番（大日向君）** 再質問にお答えいただきました。

今後、町では複合施設の整備等が行われていくと思います。また、高齢者が着実に増える予想される中、相談件数の増加や複雑な案件等が出てくることは想像に難くありません。必要になったタイミングでは、他市町村との人材の取り合いになることは必至となります。ぜひ現段階で明確になっている懸念に対し、人材の確保や育成に努めていただきたいと思います。

以上、2点の質問にて私の一般質問を終わります。

**副議長（中嶋君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前 9時48分～再開 午前 9時58分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、5番 水出康成君の質問を許します。

**5番（水出君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

質問表題として、一つ目に、防災時期ということもあり、同僚議員からも防災にまつわる質問が何件ありましたが、防災組織について、二つ目は、きれいなまちづくりの基本でもある町道の除草について、三つ目は、町内人口減少を少しでも抑制したいため、町に人を呼び込む施策の移住定住施策について、以上の3件となります。

それでは、初めに、1. 防災組織について。

日本は、これまでも数々の大震災に見舞われてきましたが、歴史上の大きな地震災害の一つとして、1923年9月1日に起きた関東大震災があります。この震災を忘れず、災害に対する備えをしっかりと行おうと、1960年、国は9月1日を防災の日に制定されました。今年で100年の節目を迎えました。

さて、近頃は異常気象による自然災害は身近でも頻発しています。今年度も既に、当町の災害として4月7日に発生した林野火災、8月19日の豪雨による床上・床下浸水災害、落雷による火災がありました。被災者の皆様には、改めてこの場をお借りしてお見舞い申し上げます。

災害は他人事ではなく、自らの命は自らが守るとの認識に立ち、地域、職場、家庭における各種災害を念頭に置いて、近隣と協力し、その実態に応じた防災対策を講じなければならないところです。

町でも8月27日に南条小学校で令和5年度坂城町総合防災訓練が実施されました。南条小学校区6区の自主防災会、婦人消防隊、町消防団、民生児童委員ほか関連の皆様が参加され、

熱心に訓練を受け、防災知識・機能の向上に努めました。

さて、災害に強いまちづくりは、まずは防災にまつわる団体の活動・活躍に期待もされています。その中、町消防団は災害現場、婦人消防隊においては家庭内防災啓蒙活動にご尽力され、十分な活躍をされています。

しかしながら、担い手不足が課題となりつつある昨今、町消防団も分団を統合、婦人消防隊も参加行事・訓練の負担軽減を図るなど、それぞれ対策は取られています。

質問事項イ．町内自主防災会の状況について。

私たちの命は自分たちで守るという自主防災、あるいはコミュニティーに根差して取り組むという地区防災が不可欠である現在、災害において自主防災会組織の役割はますます重要であり、期待されています。

イ． 1として、自主防災会は地域住民が自主的に結成する組織のため、結成有無や組織構成も様々と思われまます。町内各自治区での状況を伺います。

また、災害対策基本法第1章総則第5条市町村の責務2において、市町村長は「消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。」とあります。

イ． 2として、自主防災会組織の充実、促進を図るため、町としての支援状況を伺います。

そして、質問事項ロ．婦人消防隊の見直しについて。

婦人消防隊においては、特に重要な役割として災害時炊き出し等の後方支援や、特に家庭での防火意識を啓蒙する活動に長年ご尽力いただいております。昨今、高齢化や共稼ぎなどで担い手不足も課題と聞き及んでいます。また、婦人の名称が昨今の性の多様性を含め、防災職務で性別による家庭内役割を限定するような名称は、現世代では不適切とのご意見もあります。

そこで、婦人消防隊組織の役割を自主防災会に統合し、現在の婦人消防隊名称の団体の解散を視野に検討が必要と私は考えます。

ロ． 1として、町内自治区で婦人消防隊での登録を見送っている自治区もあると聞いておりますが、同様な意見は寄せられているのかを含め、現在の婦人消防隊員の隊員数と他市町村の婦人消防隊の解散の状況などを伺います。

ロ． 2として、婦人消防隊の解散に向けた検討に関して、町の考えを伺います。

以上について答弁願います。

**住民環境課長（山下君）** 1．防災組織について順次お答えいたします。

初めに、イの町内自主防災会の状況について、町内各自治区での状況でございますが、自主防災組織は、現在27全自治区で組織されており、区長が会長を務め、区の役員で組織するケースと、独自に会長や担当を決めて組織しているケースがあり、各自主防災会単位で活動を

行っている状況でございます。

大規模災害の際は、建物の倒壊や火災、道路・橋梁等の損壊が同時多発的に発生するほか、電話の不通や電気、ガス、上下水道等の使用不能等も発生し、消防機関等の活動が著しく制限され、対応が遅れることが想定されます。

特に、突発的に発生する災害に関しましては、初動から一定の間は、地域住民の一人一人が自分たちの地域と自らの命は自分たちで守るという自助と共助の意識の上での行動が必要であり、出火の防止や初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水の実施等、地域単位の自主的防災活動が求められるところであります。

とりわけ、地域に住む高齢者等の災害時要支援者への支援活動が被災軽減のために重要であることが、多くの災害経験の中でわかってきているところであり、各自主防災会の皆様には、個別避難計画の作成をお願いしているところであります。

自主防災会の皆様には、災害時での役割を担っていただくほか、平常時においても、地域の安心・安全のために防災活動にご尽力いただいているところでございます。

次に、町としての支援状況につきましては、災害時の心得を学んでいただく場として、自主防災会から要請がある際には出前講座を行っております。

令和3年度には5件、令和4年度は3件、令和5年度は現在までに1件の出前講座を実施させていただき、自主防災会の皆さんと、有事の際の公共機関による救助、支援などの公助に加えて、地域住民相互による共助、そして自らが自らを守るという意味での自助について再認識していただき、防災ハザードマップなどを改めて確認していただくことで、災害レベルに応じた避難などを再確認していただきました。

また、先月末に実施した町総合防災訓練でも、避難訓練や情報伝達訓練、避難所設営訓練など、自主防災会の方々が参加できる訓練を設けており、今年は南条地区の自主防災会の皆様にご参加いただき、町と自主防災会とが連携を取りながら訓練を行ったところであります。

続いて、口の婦人消防隊の見直しについてであります。当町の婦人消防隊は坂城町婦人消防隊設置要領に基づき組織されており、主に地域の中で家庭の火災予防思想の普及と安全な火気取扱いの徹底を図るといった予防消防に努めていただいております。

隊員は消防団長が委嘱することとなっており、婦人消防隊は町消防団組織に属しており、現在は26隊528名の方々に活動を行っていただいております。

ご質問でございます。婦人といった名称や組織の在り方でございますが、近隣市町村の状況を確認しましたところ、元々自主防災会が婦人消防隊の役割を担っているため存在しなかったり、高齢化により存続が困難であり、名称を含めた組織の在り方を検討中であつたりといった状況が見受けられるところであります。婦人消防隊の担う役割をご理解いただき、活動していただいている中で、組織の見直しや名称の変更といったご意見は今のところ確認していない

状況であります。

町としましては、現在婦人消防隊の担っている平常時において各地域での予防消防や、火災等が発生した際には、被災された方に寄り添い、きめ細やかな対応をしていただいていることや、懸命な消火活動を行っていただいている消防団や自主防災会の方々への後方支援など、その役割は大変重要であると考えております。

したがいまして、婦人消防隊の在り方に関しましては、消防団や各地域における課題などもお聞きする中で研究してまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま、担当課長より答弁いただきました。まず一つ、再質問になります。自主防災会組織が、この町内27区全て設置されているということで、支援等のご説明もいただきました。

それで、自主防災会の中にも、やはり組織の中で役割がそれぞれあると思うんですね。火事になれば初期消火する人もいるだろうし、救護する人もいるだろうし、情報伝達する人だとか、そういういろいろな細かな役割もあると思うんですけれども、やはり緊急時というのは、そういった役割の方が、私は何をするかとある程度、どの人なり、それぞれ理解していることは大切なことだと思うんですよ。

そういったそれぞれの自治区の組織の中にどんな組織があって、誰が何を担っていくのか、そんな確認を町としてはしているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの水出議員さんからの再質問にお答えいたします。

各自主防災会の組織構成につきましては、それぞれの防災組織の中での役割というものがありますが、細かいところまでは、私たちのほうとしてもまだ把握してはございません。

ただ、その中で避難誘導、それから初期消火班、情報伝達班というものがございまして、そちらにつきましては、私どものほうでも町総合防災訓練等を通して、避難誘導の仕方、訓練等を行う中、また、区長さんを対象にした防災説明会の中で、情報伝達訓練に使います移動系防災行政無線の使い方等をご説明させていただいているところでございます。

**5番（水出君）** ただいま、再質問に対してご答弁いただきました。確かに防災訓練等で非常に詳しい技術なり知識、それぞれ毎年、地区は分かれますけれども、きちんと訓練いただいております。それが広がることでそれぞれが要領等はわかっていくのかなということで、引き続きお願いしたいかなと思います。

ただし、やはり先ほども申しましたが、緊急時というのは、どうしても誰が何をやる、結局区長のところに集中してしまっていて、区長がいなくてあたふたして、ほかの人がじゃあ私は何をやらなんて言われてないよというようなこともありますので、できるだけ自主防災会については、町もそうした促進や支援をしていくということで、きちっとやっていかなければいけないということになっていきますので、引き続きその辺の中身の点検も、自主組織とはいえやって

いただければと思います。

そして、あと婦人消防隊についてですけれども、これから研究していくということでございますので、やはり今の行政組織では、やはり言葉ですよ。婦人という言葉もだいぶ行政では敬遠されつつありますので、そういったことも含めて。

やはり自主防災組織の中で、やはり重複している業務でありますし、あと、ちなみに私のほうもちょっと今、データの的に婦人とつく世帯ってどのくらいあるのかなという感じはちょっと調べてみましたので、参考までにちょっとお伝えいたします。

まず婦人消防隊へ登録されている方の婦人の条件というのは、実際は明確になっていませんので、これは私の仮想ですけれども、一般的な婦人の概念ということで、それで婦人がいないと思われる世帯を集計して、一般世帯数とその辺の推移を比較してみました。

基にしたデータは坂城町ホームページの坂城町統計書2の2-28、世帯の家族類型(22区分)のデータに基づいて、相当するのかなというところです。まず、婦人がいないと思われる世帯の集計というのは、統計内の項目で(13)兄弟姉妹のみから成る世帯、(14)他に分類されない世帯、B非親族を含む世帯、C単独世帯、以上の世帯数を合計したものが、婦人と呼ばれる人がいないと思われる世帯数ではないかなと。中の表を読み取るとそんな感じがして、集計してあります。

それで、この割合をデータがあった平成22年から令和4年までの中で比較してみますと、全ては申しませんけれども、平成22年と令和4年を比較すると、平成22年一般世帯総数は5,538戸、婦人がいないと思われる婦人不在世帯数ですね、それが1,125戸、約20%を占めています。令和4年一般世帯総数は5,452戸、2%、22年から減少しています。婦人がいないと思われる世帯は1,428戸ということで、約29%。12年近いあたりで大体10%近く減少しております。

そんなことで、7割の世帯は、今も婦人と呼ばれる人が世帯にはいるということで選ばれているかもしれませんが、それだけいけばいいじゃないかという考えもあるかもしれませんが、自主防災でやっぱり多くの方に関わってもらおうということでは、そういった言葉で入会されるというか、制限がかかるよりは、自主防災の中に、そこに住んでいる方々みんなが幅広く参加できる間口を用意するということは必要なことかなと思いますので、自主防災会をよりこれからも強化していく上では、ぜひともそんな言葉に頼らないところで、自主防災会をさらに強化していく、そんなことを考えながら研究に入っていただければと思います、一つ目の質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、質問表題2. 町道の除草について。

今年は、降雨と猛暑が草たちにとっては生育に適していたのか、町民の皆様も除草についてはかなり苦勞されていることと思います。町内でも町役場、各自治区、各種団体、ボランティ

ア団体、個人ボランティアと、多くの方がきれいな町の維持のため除草されています。しかし、草の伸びに草刈りが追いつかないというのが実態ではないでしょうか。

私もきれいなまちづくりを志に掲げている関係か、除草に関する相談、問合せが一部の方々から何件か寄せられました。おおむねまとめると、高齢化で除草ができない、町の管理地であるが除草されない、除草していた団体が解散してやる人がいなくなったなどがありました。

その中、町が管理している全ての場所を確認・検証はできませんし、除草を行っていても除草実施者と見た方の時差により、実施されていないとの評価になることもあります。

実際、私も参加しているボランティアの除草でも、2か月期間を空けてしまったら何もしていない状況になってしまいました。全ての管理担当課に全ての対応状況を聞くことはしませんが、質問事項イ、町の管理する道路（歩道含む）等除草について。

道路は視界が遮られる危険を含めて、国道、県道、町道問わず、除草について町の対応を問われることが何件かありました。

そこで、イ、1として、町が管理している道路に関して、除草を実施している場所、除草頻度、除草にまつわる年間の費用を伺います。

イ、2として、町民から寄せられる除草要望、苦情の状況と対する取組状況を伺います。

以上、答弁をお願いします。

**建設課長（堀内君）** 2. 町道の除草について、イ、町の管理する道路（歩道含む）等除草についてお答えいたします。

町が管理する歩道を含む道路等につきまして、直近の令和4年度の除草等の実施状況で申しますと、A01号線文化センター前信号機から消防署前信号機までや、同じくA01号線鼠橋通りなど道路に関わる38か所について実施しております。

除草の方法につきましては、職員により実施するものと、更埴地域シルバー人材センターを含めた業者委託により実施するものと、大きく分けて二つの方法で実施しております。

まず、職員により実施するものとしたしましては、5月から10月頃にかけて、草の伸び方を見ながら、月に1回の実施を基本に課内で調整し、計20回程度、草刈り機による除草を実施しており、おおむね1か所につき2回程度の実施が必要となっております。

次に、業者に委託し実施したものといたしましては、38か所のうち13か所あり、比較的  
道路延長の長い箇所や、用地面積の大きいまとまった箇所の除草を中心に、こちらも草の伸び方や時季を見ながらの実施となりますが、年1回から2回実施しており、年間の費用といたしましては、委託費として約130万円を支出しているところであります。

続きまして、町民から寄せられる除草要望等の状況についてであります。いただくものとしたしましては、町の管理する道路用地自体の草の繁茂に関する要望等のほか、道路に隣接する個人所有地の草等により視界が悪くなっているもの、道端の草木の繁茂により道幅を狭くし

ており、通行に支障を来しているといったものであり、その後職員が現場を確認させていただいた上で、所有者へ状況を説明し、除草等の対応について依頼をしているところであります。

町道につきましては、840路線、距離にして約260キロメートルございますので、集落の生活道路につきましては、宅地の接道として利用されている方をはじめ、地域に対して協力の呼びかけをさせていただき、地域活動の中で除草の実施に取り組んでいただいているところであります。

町といたしましては、これまで取り組んできた状況を踏まえ、計画的な実施に努めてまいったところでありますが、今年度につきましては、晴れの日が続いた後に、夕立などまとまった雨が降るなど、草木の成長を促す天候も続いたことがあり、例年を上回る程度の除草等が必要となり、対応に苦慮しているところであります。

いずれにいたしましても、使用する道路が安全に安心して通行していただけるよう、道路環境を維持していくことが必要でありますので、今後も引き続き、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、除草及び街路樹の剪定、そして支障木の伐採等を適宜実施できるよう、適切な道路維持管理に努めてまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま、担当課長より答弁いただきました。除草は、やはり町でも個人でもどれだけやるか、費用との相談です。町とすると、特に町管理地が草ぼうぼうでは、個人の管理放棄地への指導を含め効き目がなく、町の行政姿勢まで問われかねません。今後も、率先垂範な活動を期待します。

そして、私たち町民は、まずは自分の所有地の草が他人へ迷惑をかけていないかをぜひとも確認し、景観維持管理にも努めていただきたいと思います。

また、各種団体やボランティアの除草も高齢化や人員不足など、中止を余儀なくされることもあります。その場合、引継ぎ相手を責任持って確保する、確保できない場合は該当の自治区へ相談する、町へ相談するなど継続してきた慈善活動を無駄にせず、責任ある引継ぎをお願いしたいと思います。

きれいな町をつくる活動は、防災と同じく自助、共助、公助で成り立つと思います。まずは自身でどこまでできるのか、地域では何ができるのか、そして町はそんな頑張る町民のために何を支援するのか、それぞれがマシマシで行い、きれいなまちづくりが広がり、町民のやる気アップ、郷土愛向上につながることを期待し、町道除草についての質問を終わります。

それでは、最後の質問になります。質問表題3. 移住定住施策について。

町内人口の減少、少子化はこれからも継続して注視すべき事案であり、一つの施策で解決できる問題ではありません。少しでも歯止めにつながることを、できることから少しでも向上させる、増やしていく、まさにいろいろな施策をマシマシとなるよう進めることが肝要です。その中、即効性が比較的ある子育て世代の町内移住を促進する施策は重要と思います。

質問事項イ、働く暮らす体験事業について。

町内人口減少抑制として、移住定住施策は注目すべき施策の一つではありますが、町のことをよく知らずに移住を決めることは難しく、仮住まいし、町の様子を確認する行為ができることは大切と思います。当町でも、「働く・暮らす体験事業」として、移住体験ハウスがあります。

質問イの1として、移住体験ハウスの利用実績と体験ユーザーの移住決定数を伺います。

質問イの2として、移住定住を決める上で、子どもたちの体験の様子も親としては気になる場所であり、働く、暮らす、学ぶとして積極的に宣伝すること等も効果的と考えますが、町としてさらに移住促進につなげるための移住体験ハウスの利用促進に向けた考えを伺います。

以上について答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま、水出議員さんから3番目の質問としまして、移住定住施策について、イとして働く暮らす体験事業についてのご質問をいただきました。

人口減少や少子高齢化の問題は、年齢構成の不均衡や就業者、消費者の減少、民間サービスの縮小、コミュニティ組織の機能低下、税収の減少などを引き起こすことが懸念され、さらなる人口減少を助長する可能性があるとも言われております。我が国が直面する大変大きな課題になっております。

長野県におきましても、少子化と人口減少につきましては、最重要課題として危機感を抱いており、県全体で効果的な対策を講じるため、知事が座長となり、企業経営者・労働者・市長会・町村会から各1名の計5名で構成する少子化・人口減少対策戦略検討会議が設置され、私も町村会の代表として、先般、8月25日ですけれども、県庁で行われた第1回目の会議に出席いたしました。検討会議は、今年度中にさらに2回の開催が予定され、今後の長野県としての対策の方針を取りまとめることとしております。

また、当町におきましても、人口減少対策は避けて通れない課題であり、町におきましては、平成27年度に人口減少と少子高齢化を抑制しながら、2040年に人口1万3千人、2060年において人口1万2千人の維持を目指すとした人口ビジョンを定めるとともに、ビジョンの達成に向けた多角的な取組を進めるため、基本目標や施策、重点プロジェクトを定めた「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和3年度からは第2期総合戦略として各種事業を推進しているところであります。

ご質問の「働く・暮らす体験事業」につきましては、総合戦略の基本目標3、移住・定住を促進して新たな人の流れをつくるを達成するための施策の一つとして、町内企業へのインターンシップや就農体験を希望する方などに対し、移住体験ハウスを利用した本町での生活体験を提供するために実施している事業であります。

ご質問のうち、まず、移住体験ハウスの利用実績についてではありますが、平成30年の事業開始以降、今年の8月末現在で23件44名の利用があり、直近3年間の状況といたしますと、

令和2年度が1件で1名、3年度が6件8名、4年度が8件17名で、体験ハウス利用者のうち、これまでに3件3名の方が実際に当町に住居を移されております。

次に、これまで移住体験ハウスを利用された方の体験内容といたしましては、町内企業でのインターンシップへの参加や就農体験のほか、町内で開催された講座への参加、就業の場や居住の場の調査、町の生活環境の確認など様々であります。

また、これまでご利用された方からいただいた要望や感想といたしましては、道路の状況や買物等、町内での生活の様子が体験できるよい機会であった、あるいは自然や温泉など環境が素敵であった、あるいは町で会う方の人柄がよかったなど、好評をいただいているところであります。

そのほか、Wi-Fi環境や空調など、設備に関するご要望もいただいております、町でも、昨年度、エアコンの設置やトイレの改修を行うなど、体験ハウスの設備を充実させるとともに、Wi-Fiルーターの貸出しも開始し、より快適にお過ごしいただけるよう取り組んでいるところでもあります。

次に、移住体験ハウスの利用促進に向けた考えであります、今年度に入り、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行し、移住に係る様々なイベントや、対面でのセミナーなども再開されるようになったことから、そうした場での積極的なPRとともに、町に興味を持たれた方への積極的なアプローチもしてまいりたいと考えております。

また、ご質問にありました、子どもたちの体験を含めた働く・暮らす・学ぶのPRも重要と考えております。現在、当町が提供する移住体験ハウスは、3DKの十分な広さと、洗濯機や冷蔵庫のほか生活に必要な家電を備え、Wi-Fiルーターや寝具の貸出しも含め、原則として8日間までの利用を全て無料としております。

こうしたことから、世帯単位でも安心してご利用いただけることをよりPRするとともに、滞在期間中に実施される町の生涯学習講座など、地域を知る学びの体験機会や、町民との交流の機会などもご案内してまいりたいと考えております。

移住につきましては、その方の人生の中でも大きな決断になりますので、こうした取組がすぐに成果として現れるのはなかなか難しい面もありますが、まずは体験ハウスをご利用いただき、町での暮らしを知っていただく方を増やすことが、将来に向けた移住定住の促進につながっていくものと考えているところであります。

町といたしましては、町の情報発信やPRに加え、町内の様々な環境を体験していただける機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま、町長より答弁いただきました。今までの移住体験ハウスを利用して、実績として3件ですかね、あったということで、私もやはりあぁいった体験ハウスを利用して決めていくというのは、なかなか大変なことだと思っていますので、予想以上と言ったら、町

のやられていることに失礼なのかどうかわかりませんが、意外と効果があったことかなと思います。

それで、ちょっと再質問させていただきたいんですけども、町のホームページで移住体験のところのページを見たときに、各種制度とかいろんな補助だとか、いろんなことに参加できるというのはホームページでわかるんですけども、何かここへ来てできるという体験メニューみたいなもの、呼び込むためのね。そういうメニューが何かあって、もうちょっと前面に出したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、その体験メニューをやはり表に出していくということについての町のお考えを伺います。

**企画政策課長（伊達君）** ただいまの再質問についてお答えをいたします。

先ほど町長の答弁でも申し上げましたけれども、町でも様々な生涯学習に関する講座ですとか、いろんなイベントなども実施しているところであります。そうしたイベント等については、それぞれ所管のホームページの中でお知らせをしているところでありますけれども、今後、例えば町外の方にもご参加いただけるようなものなどにつきまして、例えば今おっしゃった移住の関係のホームページのところに掲載するなどの工夫をして、広く周知できるような形を考えていければと、そんなふう考えているところでございます。

**5番（水出君）** ただいま、担当課長より検討していきたいということでの答弁をいただきましたので、ぜひともお願いしたいと思います。

質問でも触れましたけれども、お子様がいるご家庭では、移住を決める上で子どもたちが気に入るのかは重要なことです。子どもたちの体験も積極的に加えてほしいところでございます。

参考なんですけれども、最近、親子ワーケーションなる取組の紹介を目にしました。皆さんもご存じだとは思いますが、親子ワーケーションとは、自然豊かな景色や観光名所など、旅先を楽しみつつ仕事をするをワーケーションと言っていますが、そのワーケーションに親子で一緒に出かけるのを親子ワーケーションとしております。

特に私がいいなと注目したのは、糸魚川市の親子ワーケーション体験です。親子が首都圏から地方へ移動し、保護者は体験先やワークスペースでテレワークをしつつ、子どもは市内の小学校に体験入学をする取組。親子ワーケーション体験入学。学校で1学期から3学期の各1週間、昨年は3組4名が参加して、放課後も滞在先で地元の子どもたちと一緒に遊ぶなど、糸魚川の暮らしを満喫しましたとありました。

移住促進とは別の企画と糸魚川市ではしていますけれども、このように子どもたちが移住を検討している先で保育園だとか幼稚園、小中学校へ体験入学できる。その様子を検討して、親とすれば大変参考になっていくのかなと思います。

やはり働く、暮らす、学ぶという中で、やっぱり働くでは、当然、親の方の自身のリモートワークというのは、当然、移住検討時期はそうでしょうけれども、先ほど町長からも町内の企

業のインターンシップの話がありましたけれども、町内のそういう仕事の体験だとか、今は農業の耕作者不足もあります、農業の体験ですとか。

あと、暮らすでは、私たち地元の行事やイベント、そういったものはメニューの中の紹介にはなるとは思いますけれども、そういったものを工夫したり。

あと、今は空家の問題もありますので、空家をそういったところに利用して、そこで体験しながらということもあります。それで、耕作放棄地のところで多少農業をやりたい希望のある人は、そういったところも活用できるとか。

そういったようなことで、子どもたちについても、今はコロナのおかげでリモート学習というというのは、どこでもできるような状況になってきますので、学校に入らずとも、例えばリモート先の学校で地元の授業を受けられるだとか、そういった取組、もしくは本当に学校に体験できる取組。そのようなことを、やっぱり積極的に町内に呼び込むという上ではどんどん研究されて、どんどんアピールしていくことが、もっと坂城町に人を呼び込むということになるのかなと思いますので、特に体験メニューではそういったことに力を入れていただいて、これから発信していただければと思います。

これで、私の3件の一般質問を終わりにいたします。

**副議長（中嶋君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時42分～再開 午前10時54分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、10番 山城峻一君の質問を許します。

**10番（山城君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、町の魅力発信と移住定住について。また、2としましては、長野大学との連携というところで、大きく二つについてお聞きします。

ちなみに、1問目の魅力発信、また移住定住については、先ほど同僚議員からも一部同様の同じような内容がありましたので、若干答弁としては重なる部分があるかと思いますが、町の魅力を発信して、先ほど町長が人口減少、減少自体はなかなか食い止めるのが難しいかも知れませんが、人を呼び込んで活気あるまちづくりをしたいということも、そのようなこともおっしゃっていたので、さらにその答弁に期待したいところであります。

では、早速質問に移ります。1についてですが、まずイとして、移住定住につなげるための魅力発信についてということで、取り上げさせていただきます。

先ほどから、新型コロナウイルス感染症の5類、5月に感染症法上の位置づけが変わったという話はされておりますが、それに伴い人の動きが活発になっています。最近だと、医療警報が発令されて、感染状況というのは落ち着いていると言っているのかわからないんですけど

も、少なくとも終わるほうの終息、これは見せてはおりません。

ただし、3年前、4年前のロックダウン的な人の移動が制限されるということは、このコロナウイルスに関しては多分ないだろうなと思っております。ということで、今後さらに町の魅力を町外、特に県外にですね、発信し、移住定住につなげていくべきと私は考えております。

今回の質問を調べる中で、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターというところが発表した記事がありまして、移住希望者に人気の都道府県のことをお聞きした結果、2022年の昨年ですね、相談先トップスリーは1位が静岡県、2位が長野県、3位が栃木県となっています。つまり、依然として移住希望者に対する人気が長野県は高いということとなっているわけです。

坂城町のことを改めて長期総合計画を見て調べるというか、見せていただいたんですけども、すごくいいことがいっぱい書いてあるんですね。全部はさすがに読むと一般質問の意味がなくなっちゃうのであれですけども。

例えば、「坂城町は、長野県の北信地域と東信地域の結節点に位置し、四方を1,000メートル級の日々に囲まれ、その中央を南北に千曲川が流れる豊かな自然の中で、技術と創造性を誇る「ものづくりのまち」として発展してきました。」。すごくいい文章なんです。さらに交通の便のことも書かれておりまして、「現在では、千曲川の東側にしなの鉄道、国道18号、上信越自動車道、北陸新幹線（トンネル通過）、西側に国道18号上田篠ノ井バイパス、主要地方道長野上田線（力石バイパスを含む）がほぼ平行に走り、長野・上田両地域とのネットワークを形成しています。」これを見れば、もう地理的条件は抜群だということが書かれています。

そして、気候についても、町の気候は「国内でも雨量の少ない地域の一つとなっています。」と。つまり、農業などをやるにしても、地理的条件はよしということです。

農業についても、「中山間地においてぶどう、りんごを中心に果樹栽培が盛んで、土地の特性を活かした品種の多様化が図られています。」と。農業にもたけているということが書かれております。

そして、工業についてはここですね、「県内でも有数の「ものづくりのまち」としての地位を築き、地域経済発展の原動力となっています。」と。これは先ほども少し述べましたとおりです。

そして、最後です。抜粋しておりますが、刀匠の町としても広く知られております。宮入刀匠のことですね。歴史・文化の町として、もちろん注目を浴びているということが長期総合計画、これは今抜粋ですけども読ませていただきました。

つまり、何度も申し上げますが、町のいいところ、魅力がここにたくさん記されているわけです。そこに住む者の1人として、坂城町は町外、これは県外の方も含まれるんですけども、坂城はいいところだと言われることがたくさんあります。

ですけれども、この魅力を様々な方法を使って、町として発信をしているんですが、もっともっと移住定住につなげる取組として進化させていただきたいというのが今回の趣旨というか目的というかなんですね。

先ほども申し上げましたとおり、新型コロナ感染の影響から3年以上で、魅力を発信するにしても、なかなか思うように町行政としても、また各種団体、また個人においても発信というのが思うようにいかなかったと思うんですね。移住定住につなげるというのも難しい状況にあったと思っております。

ただ、冒頭にも申し上げましたとおり、感染症法上の位置づけが変わり、やはり言葉というにはちょっと遅過ぎるかもしれませんが、まさに今、新時代を迎えているということは感じます。そういった今、より強く町の魅力を発信し、移住定住につなげるべきと考えます。そういったことから、以下についていくつか町に対して質問をいたします。

まず、移住定住についてですが、その件数、これはお聞きしなければならないと思っておりますのでお願いいたします。

そして、これは坂城町を知ってもらうための取組、これはこれまでと今後についてお伺いいたします。

今の質問とちょっとダブるところはあると思うのですが、特に県外での取組、これは町のPRの現状というのをお伺いしたいと思っております。

もう一つあるんですが、移住者を増やすために、町として公的な施策、補助金、助成金だったりとか、「若者・子育て世代支援パンフレット」の作成・配布。様々行われていまして、そのパンフレットだとか補助金、助成金については、僅かですけれども、こういう取組はいいよねとか、こういう書き方はいいよねとか、見せ方ですね。好評をいただいている部分もあります。

ただ、それも重要なんですけれども、それと同様に重要なのが町に住む人たち、今住む人たちの協力ではないかと考えております。ちなみに、現在、町では、銅版画家の小松美羽さんや、信大の名誉教授の中村浩志さんなどが特命大使として活動されております。大変著名な方ですので影響力はとてもあると。私から言うのは大変恐縮ではあるんですけれども、そう考えております。

ただ、そこにやっぱり今、現に町に住む人たちからの発信も、併せてもっとすべきではないかと。日頃何げないことでもいいし、特別何かあったときでもいいのかもしれませんが。いずれにしても、今住む人たちの生の声を町外に発信する、県外に発信する。生の声ですから、それは真実がほとんどであります。

今、SNSの発信とかも虚偽のこと、フェイクニュースもあるぐらいなので、そこは気をつけなければいけないと思うんですけれども、そういったことで、私個人としては、町民から

町のPR大使とっていいのかな、そういった人たちを例えば選任し、町民目線の発信を活発に行っていくことで移住定住につながられる可能性もあるんじゃないかと考えております。

そういったことから、大きな話にはなりますが、移住定住をより強く進めていく上で、移住定住の専門部署あるいは移住定住に実績があるというか、そういったことにたけた人、担当者を配置することはできないかということも質問項目に入れまして、町の考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

**企画政策課長（伊達君）** 1. 町の魅力発信と移住定住についてのご質問に順次お答えいたします。

移住定住の取組につき、山城議員さんからは、令和2年の12月議会において、コロナ禍における移住定住施策についてのご質問をいただきました。その際には、対面での移住相談会や企業相談会などの中止に伴い、オンラインでの開催を活用していること、また、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進め、各種相談体制の整備や情報提供のほか、多様な支援策の充実を図り、移住しやすい環境を整備すること、また、町の魅力を町内外に効果的に発信することなどをお答えいたしました。

今回、ご質問の一つ目としていただきました過去3年間の移住相談の件数ではありますが、令和2年度につきましては4件、3年度は19件、4年度は21件であります。令和2年度は、初めて直面する新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、対面で実施していた多くの事業が中止となる中、移住相談につきましてもオンラインの活用を始めた年であります。件数の減少はありましたが、場所や時間の制約が少ないオンラインという手法でありましたけれども、その後の相談事業における手法の一つとして、一定の効果を得ることができたものと考えているところでございます。

次に、県外での取組を含めた町を知ってもらうための取組についてであります。一つは、国内はもとより、世界とつながるインターネットの仕組みを活用し、町ホームページやSNSを通じた情報発信のほか、民間の運営する複数の移住紹介サイト等への記事掲載や、ふるさと納税事業を通じた情報発信など、より多くの方に町の情報に触れていただけるよう努めているところであります。

また、町出身または町にゆかりがあり、様々な分野で活躍されている3人の方を坂城町特命大使として任命し、町の魅力を広く宣伝し、かつ、イメージアップを図っていただいているところでもあります。

県内外でのイベント等の取組といたしましては、長野県のアンテナショップであります銀座NAGANOやサービスエリア、駅などを活用した特産品PRイベントや産業展などへの出展、そのほか大学や関係機関と連携した合同企業説明会等の開催、また、長野地域連携中枢都市圏

におきましては、善光寺や小布施など全国的にも知名度が高い圏域の資源を生かした移住体験ツアーや共同での移住セミナーの開催など、長野地域が連携し、市町村の枠を超えた幅広い魅力発信も行っております。

加えまして、町内におきましても、バラやワイン、ねずみ大根などに関連した魅力的なイベントの開催により、多くの方に町を訪れてもらう取組や、報道各社へのイベント情報の提供などに取り組んでおり、今後も全庁一丸となって、あらゆる機会を捉えた効果的な魅力発信を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、移住定住施策の推進のための専門部署あるいは専任担当者の配置についての考えでございますが、町では、個人ごとに多様なニーズがある移住定住の相談に対し、役場内全課を移住・定住相談窓口として、コンパクトな庁舎の利点を生かし、様々な施策の担当者が相談者の下に赴くことで、ワンストップでご相談に応じており、相談者のニーズにより即した対応ができているものと考えているところであります。

町を移住・定住先として選んでいただくためには、町を知っていただくための情報発信と併せ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にあるとおり、安心・安全な生活環境や、働く場、子育てや教育、福祉施策など様々な視点から魅力的なまちづくりを進めることが必要であり、その実現のためには、当然ながら、全ての課、職員が移住定住の推進に関する意識を共有することが重要でありますので、今後におきましても、引き続き、全庁での対応を基本としてまいりたいと考えているところでございます。

**10番（山城君）** ただいま、担当課長から丁寧なご説明、ご答弁をいただきました。町を知ってもらうために、専門部署をとということで質問をいたしました。課長のおっしゃるとおり、コンパクトな町で全庁を挙げて、これはすごい大事なことだと思います。私もこの質問をするかどうか、当然迷ったんですね。このコンパクトな町にそういった部署を一つ増設するというのは、効率的にどうなんだとか、人数的にどうなんだと思います。

ただし、やはりどうしても坂城というと工業の町、バラの町。すごくいいと思うんです。ただ、そこに人を増やすんだという思いが感じられるんですが、町外の方から見ると、そう見えていないというのもいただいた意見なんです。

とするとどうするかというのは、私も提案をしました。ということは、次は町側、もしくは町民一丸となって考えないと、見えないと言われちゃえばどうするかしかないんですよ。ということで、私の話は置いておいて、ちょっとここで再質問を二つさせていただきます。

町のPRなんですけれども、県外にいろいろ行かれると思うんですけれども、PRをされると思うんですけれども、町の職員がPRに行く場合があると思うんですけれども、どういった規模というか、人数も含めてですけれども、どういったものにそういう町の職員が行かれるかというのが再質問の一つ目としてありまして、さらに、町長もそういったところに同席するこ

とがあるのかどうかというもの、まずはこの2点、再質問をさせていただきます。

**企画政策課長（伊達君）** 再質問にお答えいたします。

町のPRを兼ねてということで、そうしたものに町の職員が出ているかということのご質問でありますけれども、町の職員については、基本的に企画の担当者、それと必要に応じて例えば物販とかがありますと商工ですとか、そういった関係の職員が行っております。

それと、町長が行くかということでありますけれども、これはスケジュールの関係もございますので、そういう中で調整がつくものについてはということであります。例えば、東京に町内の出身者の方でつくっている東京坂城会というのがありますけれども、そういったところには町長も会議にお邪魔をして、町のPRも兼ねてということもございまして、そうした場面では町長にもご出席をさせていただいているというところでもあります。

**10番（山城君）** ただいま担当課長から再質問のご答弁をいただきました。確かに商工農林の職員と同行して発信に努める、物販の話もありましたとおりでと思います。町長もスケジュール等が合う限り同行する場合があります。町長の都合、スケジュールもありますので。

私としては、今回町民総ぐるみという意味もあるんですけども、例えば日々のニュース、テレビ、SNSも含めてですけども、首長が前に出て積極的に宣伝をしている、つまりトップセールスですね。そういう形でやっている自治体なんかを見ると、羨ましくといたら語弊がありますが、本気度が感じられるんですよ。

というのは、その町を出て、自分の住む町を出てPRする。ましてや、メディアから取り上げられる。いい側面もいっぱいある反面、リスクというかもあると思うんです。そのときに災害があったらどうするかとか、いろいろあると思うんです。

でも、例えばそういうときって多分、副町長は市町村にはいるはずですよ。となれば、町長が出て行くことで本気度が感じられるし、ましてや、こういう言い方が適切かわかりませんが、町長自身は東京の出身者というか東京の方でありました。移住者の1人です。ということは、町長自ら坂城町いいよ、こうだよ、あだよ。町の人たちも、いろんな形で口コミを含めてPRしていく。町の職員は、当然仕事として、プライベートとしてもやっている。これこそ、町総ぐるみじゃないのかなと思っているわけです。

今の課長の答弁に対してちょっと。できれば、町長から意気込みを伺いたいんですけども、出張の際にはできるだけ、タイミングが合う限りということは課長がおっしゃったとおりなので、町のPRを町長は積極的に今もされていると思うんですけども、その辺の意気込みをちょっとこの質問をするにあたって、一言いただきたい。

もちろん、SNSの発信、ブログもやられているのは私も見ておりますが、その辺もちょっと町長の意気込みは、この質問に対して1個お聞きして、次の質問に移ればと思っております。よろしく申し上げます。

**町長（山村君）** 先ほど、伊達課長からお話ししましたけれども、コロナ前になりますけれども、度々東京へ行ってPRしました。例えば銀座NAGANOでワインの会ですとか、それから小松美羽さんに来てもらってやった会などもありましたし、機会があれば、またやりたいというふうに思っております。

特命大使の話がありましたけれども、3人います。小松美羽さん、中村浩志さん、それから松木先生ですね。皆さん、みんな坂城のことばかり言っております。コロナも5類になったということでもありますので、また銀座NAGANOですとか、ほかにも媒体はあると思っておりますけれども、そこを使って積極的に行きたいというふうに思っております。

情報発信については、一生懸命やっているつもりでありますので、今後も頑張りたいと思っております。

**10番（山城君）** ただいま、町長から熱いメッセージをいただいたと思っております。どうしても、これは意地悪な言い方になっちゃうかもしれないですけども、私も議員になっていろいろなお話を聞く中で、町長のひたむきなとか、頑張っている姿にエネルギーをもらったとか、町長頑張っているじゃん、山城君ちょっと頑張りが足りないよというふうな厳しい言葉も言われます。そこは、私が議員になるときに少し書きましたが、みんなでつくる未来の坂城町ということがあるんですね。

要は、今生まれた子どもたちも赤ちゃんも、やっぱり今は何もできないかもしれないけれども、そういった人たち総ぐるみで町をよくしていく、魅力発信していく。それができないと、方言で言うなら、おら関係ない、それはないんじゃないかなと思うんです。

ここに住む責任とまでは言い過ぎですけども、それはやっぱり持っていけないと。どうせ人口減少するんだから、しょうがないよなんて言うのは簡単かもしれませんが、それじゃいけないと思っております。

だからこそ、今、町長に本当に熱いメッセージをもらって、SNSの話もちょっと出していただいたのはありがたいので、やっぱり、自分たちができる取組をプライベート、個々人でしつつ、町としても先ほどホームページ、同僚議員の方からの質問にもあったとおり、どんどんバージョンアップしていく。

ただ、これは予算の関係もあると思っております。ただ、そういった部分も併せてやっていかないと、町の中はよくなっているんだけど、外に発信できていなければ伝わらないんです。伝わらなければ移住もしてこないというところは、ちょっといろんな言葉、町民だけじゃなくて、町外の方も含めて言われた言葉の一つです。

そろそろ次の質問に移りたいと思うんですけども、3年前にほぼ同様の一般質問をしました。当時はコロナ禍真っただ中だったため、移住定住施策に限らず様々な方面に影響を及ぼしました。人々の移動が制限される中で、移住定住を促進する取組に、今申し上げましたとおり、

町職員の方はもちろん、関係者の皆様は大変ご苦勞されたと思います。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが変わり、新しいステージ、新時代ですね、迎えたわけです。先ほども答弁の中にもありましたが、オンライン、リモート会議が一般化しました。コロナがこうなっても、いまだにオンライン、リモート会議というのは続いております。つまり、ハイブリッドですね。オンラインとリアルが併存する世の中になっていく、さらに進んでいくのではないかと考えています。この両方をうまく駆使して、町長はじめ、先ほどもちょっと言いましたが、町民みんなで町を盛り上げて、魅力を発信していくということが大事なんじゃないかと思っています。

同僚議員の方の質問にもありました。別の質問ですけれども、町のグッズを介して坂城を知ってもらいだとか、ワーケーションの話も先ほどの同僚議員にもありましたが、やっぱり地域ぐるみで、町ぐるみプラス地域、東信、北信それぞれの地域、いろんな広い意味での地域で、坂城に関心を持って知名度も上げて、移住定住を促進する。

そして、交流人口もですね、住むことはできないかもしれないけれども、坂城に来てもらう、知ってもらう、関わってもらうというのも併せてやっていけば、坂城の魅力はより発信されて、さらに明るい町になっていくんじゃないかということをお伝えさせていただいて、次の質問に移ります。

次の質問ですが、長野大学との連携です。

これについてはですが、2016年に長野大学は、皆さんご承知のとおり公立化されました。今は、公立化前と比べて全国各地から学生が集まる状態となっております。町の長期総合計画の策定やふれあい大学の講座開設など、現在、地域の大学として多方面で当町と関わりを持っています。

ちなみに、これは余談ですけれども、坂城町も構成市町村となっている上田地域定住自立圏内にある坂城町ですけれども、そこに居住する学生とか子どもは、それ以外の方より入学金が優遇されるということもあって、長大にある学部もしくはそれに似通った学部に進学しようとする方は、だったら学費も安いし、親孝行にもなるし長大に進学したい、ひいては地元そのままとどまり、あるいは町のためになろうというふうな思いを持ってくれるんじゃないかなと思っています。つまりは、公立化されたことにより、今も申し上げましたが、これまで以上に地域の大学となったという側面もあります。このようなことから、次のことについてお伺いいたします。

これまで町は、長野大学と、今申し上げましたが、ふれあい大学、これは坂城町講座や坂城町の工業を紹介するパンフレット、これはテクノハート坂城協同組合と共同で作成したということですが、など連携を図ってきています。現在の取組ですね、長大とどういったコラボをしているのかというのの状況と成果について、まずイとしてお伺いいたします。

次に、口ですが、今後について。

これは、町と長野大学が2006年に実践モデル都市に関する協定を結んでおりまして、今申しあげました長期総合計画の策定や坂城町講座を実施していますが、今後もこの協定に基づき様々な施策、事業を実施していくと思うんですが、今後どのような連携、取組をされるかというのをお聞きいたします。

**町長（山村君）** 山城議員さんから二つ目の質問ということで、長野大学との連携について、イ、口のご質問をいただきました。その前に、先ほどSNSの話がありましたので、実は、私は12年半前から、町長になってからブログを書いているんですけども、あとフェイスブックもやっているんですけども、今ブログのカウンターが1,499万9,413件、あと500件ぐらいで1,500万件になると。毎日たくさん多くの方に見ていただいているということで、これも町長としてのPRの役目かなというように思っております。

さて、当町における大学との連携の取組につきましては、現在、長野大学をはじめ信州大学、埼玉工業大学、金沢工業大学の四つの高等教育機関と連携協定を締結し、産業や福祉、教育、人材育成、地域の活性化など様々な分野で、それぞれの大学が持つ強みや専門的な知見を生かし、まちづくりや新たな学びの場の創出、さらには、ものづくりの町の産業振興へと発展させるため各種の連携事業を展開しております。

このうちご質問にありました長野大学につきましては、昭和41年の学校法人設立から50年以上の歴史を持ち、隣接する上田市に立地することから、町民にも大変なじみの深い大学であります。

また、平成29年4月には公立大学法人としての新たなスタートを切り、現在は社会福祉学部、環境ツーリズム学部、企業情報学部の三つの学部を擁し、令和3年4月には大学院総合福祉学研究科が開設されております。

ご質問のイのこれまでの取り組みといたしましては、長野大学とは連携協定締結以前から、中国の河北大学や復旦大学日本研究センターと町との交流支援や、平成11年度から12年度の2か年にわたる坂城町第4次長期総合計画策定においては、教員の皆様に各分野の専門的な立場からご協力をいただいたほか、平成14年からは長野大学坂城町講座の開講など、様々な分野でご協力をいただいております。

これらの連携をさらに発展させ、町を大学での研究や教育を実践する場所として活用していただき、地域づくりや福祉、環境、産業など様々な分野で、地域課題の解決や地域の活性化を図ることを目的に、長野大学と坂城町との実践モデル都市に関する協定を平成18年10月に締結いたしました。

協定の締結以降は、毎年度連携協議会を開催し、事業の実施状況の検証と翌年度の事業計画について協議を行い、各年度において必要とする連携事業を展開しているところであります。

今年度におきましても、長期総合計画や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など各種計画の推進、公共施設マネジメントや教育支援委員会などへの有識者としての参画、長野大学坂城町講座の開講など、まちづくりや地域活動、生涯学習、教育、環境、産業等、多岐にわたる13の事業を計画に位置づけ、相互に連携を図っているところであります。

次に、ロの今後についてのご質問であります。長野大学だけでなく、連携協定を締結している四つの大学とは、毎年度の連携協議会を通じ、これまでと同様に相互の連携を強化するとともに、それぞれの大学の特色を生かし、その時々々の地域課題やニーズに応じた連携を図ってまいりたいと考えております。

また、長野大学におきましては、デジタル技術や脱炭素化に関する知識や技能を持ち、持続可能な社会の実現に貢献できる人材を育成するため、令和8年度に理工系学部の設置を目指すとともに、発展的な学部学科の再編といった構想を練っているところとお聞きしております。

理工系学部の設置は、ものづくりの町である当町にとりましても、技術開発や人材の育成など、地域産業の発展に大きなメリットがあるものと期待するところでもありますので、今後は新学部設置に向けた進捗状況を随時確認し、新たな連携も視野に入れながら事業の推進を図っていききたいと考えております。

**10番（山城君）** ただいま、町長から長野大学との連携についてご答弁いただきました。町長に先ほどの1問目の質問のことに對して、SNSの発信を頑張っているよということも改めて付け加えて言っていただけたこと、本当にSNSの発信が町長としての職務というか、仕事かどうかというのは、何とも難しいところではあると思うんですけども、ただやはり、その部分というのは大事なのかなというのは、すみません、質問が違うんですけども、感想としてはお伝えしたいと思います。

長大との連携について、今、町長から答弁をいただいたわけですがけれども、四つの大学ですね、長野大学以外に、もちろん地元だと信州大学、あと埼玉工業大学、金沢工業大学、四つの大学との連携をしていて、そのうちの一つの大学として長野大学があると。理工学部設置だとか、いろいろ新たな情報もこの一般質問を通じてお答えいただきました。

つまり、地域の大学として、この長野大学が、信州大学も地域の大学だろうというご意見もあると思うんですけども、歴史的な経緯も踏まえていけば、大きな意味では地域の大学なんだらうなど。私個人の感想ですがけれども、感じております。だから、これから新学部設置の話もありましたとおりの、連携については、またつけ加わる、新たにバージョンアップしていくということなんだと思います。今の時点では明言できないとは思いますが。

特にこれに関しては再質問はちょっとないんですけども、要望としては、長野大学の学生と、私も仕事上の関係でかなりコンタクトを取る、話をする機会もあります。ただ、残念なことに、先ほど私も冒頭でお伝えしたとおり、長野大学が公立化したことによって、これは相矛

盾するような言い方にはなりますが、ある人の言葉を借りると、地域の子たちが通えなくなつた。つまり、倍率が高くなる。だから、結構矛盾しているんです。地域に開かれた大学と言いつつ、地域の子たちが進学できず、でも、県外、地域外からの学生は増えたということがあるそうです。

でも、それは、坂城町としては直接関係はないわけです。であるならば、先ほどの今回の移住定住と長大との連携をなぜ一緒にしたかという、ここが多分ある意味チャンスだと思うんです。信州大学も含めて、いろんな大学の学生が来る。いろんな形で坂城町とコラボしている。じゃあその学生をやっぱりしっかり、大学とのコラボだけじゃなくて、学生とのコラボもやっぱり密に行うことで、卒業した後、坂城、もしくはほかの地域に行っちゃうかもしれないけれども、坂城町と関わりを持っていただくとか、あるいは町内にいる子で、長野大学に進学した子は、その後県外に行くのではなくて、行くのもあるかもしれないですけども、それは職業選択の自由があるので、仕方がないという語弊がありますね。それも一つなんでしょうけれども、やっぱりとどまってもらおう。

つまり、地域の大学だからこそ、矛盾するかもしれないけれども、しっかりその辺を町として、連携自体は、大学から呼びかけがないと町は動けないとかということもあるかもしれませんが、今関わっている学生としっかり連携を深めることで、次につなげていけるんじゃないかということは、この場において熱くちょっとお伝えさせていただきたいなと思いました。

今、再質はないとお伝えしたので、ちょっとまとめに入りたいと思うんですが、今回、町の魅力発信と移住定住についてと長野大学との連携についての二つについて取り上げさせていただきました。先ほども申し上げましたとおり、私の個人的な思いとして、この二つはリンクしていると思っています。長野大学だけではないですが、学生に対して、つまり信州大学もそうですし、大学というか若い人たちに対して、学生に対して坂城町をPRして、この地域で、できればこの坂城町に住んでもらう、移住定住ですね。してもらうようになればと思っています。

学生は、これからの社会を担っていく貴重な存在でもあります。だからこそなんです。今、私が少し申し上げましたとおり、組織対組織はもちろんなんだけれども、そこにもっと小さな規模、学部だとか学科とか研究室だとか、そういったところとも、ある意味気配りをして細かく連携することで、坂城町はいいところじゃん。今は長大にいて、アパートは上田だけど、坂城に住もうかなと。就職先は坂城になったんだから、坂城に住もうかなとかというのだけいいと思うんですよね。だから、そういった形で学生ともそういう連携を個々に対しても深めていっていただければと思っています。

町の魅力発信についてですが、先日、松本で開かれた町村議長会が主催の議員研修会ですね、この場にいた講師の先生が、実はモニターにいくつか町村名が記されていたんですね。その中で、実は坂城町だけ読めなかったんですよ。これは結構ショックでした。資料整理していて、

どの町がどういう町か、読み仮名を振っていないのがいけないかもしれないんですけども、これがちょっとショックで。やはり、魅力発信とともに認知度を上げていくというのが本当に重要なんだと。これは私個人の考えですから、皆さんがどう思われるかは別ですけども、やはり坂城町、さかきちょうじゃないし、さかしろまちでもない、さかきまちなんだということをもっともっと認知度をアップしていく、そして移住定住ということはお伝えしなければならぬかなと思っております。

なので、まず認知度をアップして、町に人を呼び込んで、住んでもらって、内面的な部分ですけども、生き生きとした町内での活動、町民としての生活ができるような町に、もっと進んでいっていただけたらなという思いも込めて、今回の一般質問を終わりたいと思います。

**副議長（中嶋君）** 以上で通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時36分～再開 午後 1時30分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

---

**副議長（中嶋君）** 次に、日程に掲げた議案につきましては、去る8月31日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第41号 令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

**副議長（中嶋君）** 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いをいたします。

また、質疑に際しては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いをいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。

**9番（玉川君）** お願いします。13ページ、款1町税、項1町民税、目1個人、節1現年課税分、節2滞納繰越分について、不納欠損と収入未済額の人数、最高額、繰越分については最長期間。そして、不納欠損となった理由、さらに徴収率の向上、これについての考えをお聞きします。

続きまして、同じ13ページ、款1町税、項1町民税、目2の法人、これの節2滞納繰越分について。同じ質問ですが、不納欠損と収入未済額の数、最高額、繰越分について、これは最長期間。そして不納欠損の理由、徴収率の向上についての考え。

続きまして、同じ町税で同じ13ページ、項2の固定資産税、目1の固定資産税、節1の現年課税分と節2の滞納繰越分について。これも同じ質問ですが、不納欠損と収入未済額の数、

最高額、繰越分については最長期間、そして不納欠損の理由、徴収率の向上についての考え。

続きまして、同じ13ページ、町税の項3軽自動車税、目1の軽自動車税種別割、これの節1現年課税分と2の滞納繰越分、これについても同じ質問。不納欠損と収入未済額の数、最高額、繰越分については最長期間、そして不納欠損の理由、そして徴収率の向上についての考え。

ページが変わりまして17ページ、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節4の時間外保育負担金滞納繰越分、これについて51万4,966円とあります。これの収入未済となった件数、そして最高額、滞納が始まった年または最長の期間について伺います。

同じページ17ページで、款13使用料及び手数料、項1使用料、目3の土木使用料、これの節2住宅使用料、これの収入未済額12万600円とありますが、これの項目と件数。

続きまして、17ページ、同じページの款13、項1、目3の土木使用料、これの節3町営住宅使用料滞納繰越分、17万9,600円あります。これの収入未済額の数と最高額と期間。

続きまして、22から23ページ、款14国庫支出金、項3委託金、目3総務費国庫委託金の節1戸籍住民基本台帳費委託金、33万4千円とあります。これの中長期在留者住居地届出等事務委託金、これの件数と国別人数。

同じところで節2の総務費委託金、これの自衛官募集事務委託金の事務の内容。

続きまして、これは最後になります。30ページ、款20の諸収入、項3の貸付金元利収入、目1の貸付金元利収入、社会福祉一般経費で節2の同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入、これの収入済額の内訳、さらに収入未済額の内訳、2,504万円余りありますが、件数、最高額、期間とこれの徴収の見込みについて伺います。

**収納対策推進幹（細田さん）** 決算書13ページ、款1町税、項1町民税、目1個人、節1現年課税分の不納欠損額、収入未済額についてお答えしてまいります。

不納欠損額9,395円の人数は1人です。最高額は9,395円、不納欠損理由は、出国により滞納者の所在及び財産が不明によるものでございます。

収入未済額588万4,244円的人数は118人、最高額は19万968円です。

節2滞納繰越分の不納欠損額25万3,092円的人数は3人、最高額は14万1,739円、最長期間は平成14年度のもの最長となります。不納欠損理由は、生活保護等生活困窮によるものが主な理由となっております。

収入未済額2,251万7,923円的人数は205人、最高額は217万7,133円、最長期間は平成2年度のもの最長となります。

徴収率向上の考えについては、どの税目も同様となりますので、最後にお答えしてまいります。

続きまして、項1町民税、目2法人、節1現年課税分の不納欠損はございませんでした。収入未済額10万円の人数は2人で、最高額は5万円でございます。

節2滞納繰越分の不納欠損額85万2,300円的人数は1人、最高額は85万2,300円でございます。最長期間は、平成17年度のものが最長となります。不納欠損理由は、倒産等による処分する財産がないことによるものが理由となっております。

収入未済額37万1,400円的人数は3人で、最高額は23万3,900円、最長期間は平成19年度のものが最長となります。

続きまして、項2固定資産税、目1固定資産税の節1現年課税分の不納欠損額57万1,400円的人数は18人で、最高額は15万円です。不納欠損理由は、滞納者死亡後相続人がなく、処分する財産もないことが主な理由でございます。

収入未済額726万3,500円的人数は114人、最高額は43万1,300円でございます。

節2滞納繰越分の不納欠損額は5,195万4,078円、人数は14人です。最高額は4,830万4,548円。最長期間は、平成10年度のものが最長となります。不納欠損理由といたしましては、倒産等により処分する財産がないことが主な理由でございます。

収入未済額6,425万9,077円的人数は137人で、最高額は553万5,500円、最長期間は、平成4年度のものが最長となります。

続きまして、項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割です。節1現年課税分の不納欠損はございませんでした。

収入未済額46万8,535円的人数は41人、最高額は3万4,100円でございます。節2滞納繰越分の不納欠損額6万5,270円的人数は2人、最高額は3万3,600円、最長期間は、平成21年度のものが最長となります。不納欠損理由は、生活保護等生活困窮によるものが主な理由でございます。

収入未済額183万9千円的人数は66人、最高額は43万1,300円、最長期間は、平成7年度のものが最長となります。

続きまして、徴収率の向上にあたっての考えでございますけれども、徴収率の向上にあたっては、まずは滞納額を減らすこととございまして、納税者の公平性の面からも、また、町の財政面においても、早期にこの解消を図っていかねばならないと真摯に受け止めているところであります。

この解消にあたっては、新たな滞納を増やさないため、現年度徴収に重点を置いた滞納整理を実施し、平時の滞納整理はもちろんのこと、重点的に取り組む期間を設定いたしまして、集中的、効率的な滞納整理の実施をしたり、あと定期的な電話での連絡により滞納者の状況把握に努めるほか、大口で徴収困難な案件については、長野県地方税滞納整理機構へ移管するなど、

未済額の解消に努めているところでございます。

また、一方で滞納金につきましては、税負担の公平性の観点から、できる限り徴収に努めているところではあります。地方税法に基づく不納欠損処分を実施するなど、徴収不能な滞納金の整理も併せて実施することで、より徴収可能な滞納者への納税折衝に力点を置きまして、滞納金の縮減及び徴収率の向上を図ってまいりたいと考えております。

**子ども支援室長（橋本君）** 決算書17ページ、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節4時間外保育負担金滞納繰越分につきまして、収入未済となった件数は23名の244件、最高額は15万5,500円、期間は平成15年度分からとなります。

**建設課長（堀内君）** ページ17ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目3土木使用料、節2住宅使用料について、収入未済の項目と人数はとのご質問についてであります。項目といたしましては、町営住宅使用料2人、改良住宅使用料1人の計3人となっております。

続きまして、目3土木使用料、節3町営住宅使用料滞納繰越分について、収入未済の人数と最高額、期間はについてお答えいたします。

収入未済件数については3人、最高額は316万7,600円、期間は最も古いものは平成12年度からのものとなっております。

**住民環境課長（山下君）** 款14国庫支出金、項3委託金、目3総務費国庫委託金、節1戸籍住民基本台帳費委託金のご質問につきましては、外国人に関する住所異動等、転出転入に係る手続事務について、法務省から事務委託金が交付されております。金額の算出につきましては、前年度の実績と過去5年間の伸び率を勘案して国が算出しておりますので、今回の前年度の実績につきましては、転入転出の事務については158件となっております。

国籍別人数でございますけれども、令和5年3月末現在で、最も多いものがベトナム、それからブラジル、中国、フィリピン、タイとなっております。現在の登録者数でございますが、合計で566名、22か国であります。

**総務係長（瀬下君）** ページ23ページ、款14国庫支出金、項3委託金、目3総務費国庫委託金、節2総務費委託金のうち、自衛官募集事務委託金の事務内容でございます。こちらは、町民に対します自衛官の募集の依頼があった際に、こちらの広報に掲載するための費用について交付を受けるものでございます。

**企画政策課長（伊達君）** ページ30ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1貸付金元利収入のうち、節2同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入についてであります。まず収入済額56万円の内訳につきましては、3名の方からの納入分でございます。

次に、収入未済額の件数、最高額、期間と徴収の見込みということでございますが、人数は6名で、資金別では8件ということでありまして、個人での最高額は1,026万2,362円、最も期間の長いものは昭和55年からとなります。

徴収の見込みにつきましては、それぞれ厳しい状況にはありますけれども、定期的に通知、電話等連絡を取る中、保証人さん等も含め粘り強く交渉をさせていただき、未収金の解消に努めているというところでございます。

**副議長（中嶋君）** 9番、玉川議員よろしいですか。いいですか。

**9番（玉川君）** はい。

**副議長（中嶋君）** それでは、ほかにはございませんか。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** 進行の声がでございます。これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について総括質疑に入ります。

**12番（大日向君）** 2点お願いします。決算書75ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育園総務費、広域入所負担金182万8,290円とありますが、これは何名分を負担しているんですか。それと、どの地域へ何名行っているか。お答えください。

それと決算書131ページ、款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費、校舎等改修工事1,876万8,805円、この工事の内容、また、校舎改修等を予算づけする場合の流れについて、児童生徒の登校期間中に行い工期についての対応、工事内容によっては町内業者も利用するのか、以上お願いします。

**子ども支援室長（橋本君）** 決算書75ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育園総務費、保育園一般経費、節18広域入所負担金につきましては、3名分を負担しておりまして、千曲市へ2名、上田市へ1名委託をしております。

**教育文化課長（長崎さん）** 決算書131ページ、款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費、節14工事請負費、校舎等改修工事に関するご質問に順次お答えいたします。

初めに、校舎等改修工事の内容につきましては、町の長期総合計画や学校施設長寿命化計画に基づき実施しております坂城小学校昇降口タイル改修工事及び坂城小学校の学校遊具について、更新・撤去工事を行いました。

そのほか、点検等で不具合などの指摘があった村上小学校の火災通報装置取替工事、坂城小学校、村上小学校の高圧受電設備の更新、また、雨漏りによる坂城小学校北校舎の屋根の防水工事などが主なものでございます。

次に、予算化までの流れにつきましては、先ほども申し上げましたように、大規模な修繕工事などは、長期総合計画や学校施設長寿命化計画に基づき、実施計画などにおいて修繕工事の施工年度を決めております。毎年、今後3年間の実施計画を策定する際に、学校等に状況等を確認する中で、実施計画及び当初予算などに反映をしております。

また、年度途中において、点検などの不具合や雨漏りなど急を要するものについては、その都度予算計上をして対応しているところでございます。

また、工事の施工につきましては、児童の安全等に配慮し、学校運営に支障が出ないように、学校と打合せをする中で、学校の長期休暇や土日などに実施するようしております。

次に、施工業者につきましては、工事の内容等により適切な施工業者を選定しており、必ずしも町内業者とは限りませんが、軽微な工事、修繕などにつきましては、可能な限り町内業者を選定しているところでございます。

**12番（大日向君）** 1点ちょっと再質問で、広域入所負担金のほうで、これは逆に坂城へ通園させている子どもは何名いて、各保育園の人数がわかりましたら教えてください。

**子ども支援室長（橋本君）** 広域入所の受託の人数でございますが、4名受託をしております。南条保育園へ2名、坂城保育園へ2名となっております。

**副議長（中嶋君）** 大日向進也議員、いいですか。

**12番（大日向君）** はい。

**11番（衞津さん）** 3点お願いします。ページ79ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目7村上保育園費、節14工事請負費、園舎改修等工事98万5,600円、この内容を教えてください。

次に、ページ82、款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て支援センター事業費、節14工事請負費、施設工事283万3,490円、この内容を教えてください。

次に、ページ85ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、複合施設建設準備事業、節12委託料、アドバイザー委託90万円、この委託先と選出方法。以上3点お願いします。

**子ども支援室長（橋本君）** 決算書79ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目7村上保育園費、節14工事請負費、園舎改修等工事の内容につきましては、村上保育園事務室のエアコン更新工事と、年長保育室のエアコン設置工事に係るものでございます。

続きまして、決算書82ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て支援センター事業費、節14工事請負費、施設工事の内容につきましては、センタープレールームと会議室のエアコン更新工事に係るものでございます。なお、支援センターは、乳幼児のお子さんが多数利用し、病気の予防や感染症など、特に配慮が必要なことからウイルス除去機能付きのエアコンを更新したところでございます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ページ85ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費のうち複合施設建設準備事業でございますが、こちらの選定方法と委託先は、新しく建設予定であります複合施設の建設にあたりまして、基本計画の策定、施設建設等に関して技術的な助言を要することから、専門的知識を有する建築士に委託をしたものでございます。

業務といたしましては、現状と課題の把握といたしまして、複合施設に想定される様々な機能ごとの担当課、団体ごとにヒアリングを実施し、結果を踏まえまして、今後具体化される計

面に反映される資料作成等を行うものでございます。

**副議長（中嶋君）** ほかにございますか。

**10番（山城君）** 私からは、主に大きく1点についてお伺いいたします。ページですが、58ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の社会福祉一般経費のところなんですけど、小さく2点なんですけれども、まず令和3年度の決算に比べて約2倍、1.5倍くらいの決算になっている。その理由ですね。これは多くが保健福祉等複合施設整備基金の積立てだと思うんですけども、そこをもうちょっと具体的にお聞かせいただきたい。

主要施策の成果のところにもあるところなんですけど、これが二つ目ですが、これは活動内容が令和3年度に比べて100件以上活動内容、相談内容等が減っているんですけど、これが減った理由というか、どのようなところが減って、減った内容、理由等々をお聞かせください。主に2点です。お願いします。

**副議長（中嶋君）** 山城議員、活動内容と今おっしゃいましたが、何の活動内容でございますか。

**10番（山城君）** 活動内容ですけれども、主要施策の成果の実績のところの合計が令和3年が735件、令和4年が603件ということで、100件ほど減っているんですけど、その減った理由をお聞かせください。

**副議長（中嶋君）** 山城議員あれですか、主要施策の成果実績報告書の中の33ページの真ん中にある合計の……。これは60万3千円か、このことですか。

**10番（山城君）** そうです。

**副議長（中嶋君）** 総括質疑の途中でございますが、ここで10分休憩をいたします。

（休憩 午後 2時03分～再開 午後 2時13分）

**副議長（中嶋君）** 再開いたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。決算書58ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の昨年度の決算額と比べて、非常に倍近い金額というご質問でございますが、こちらにつきましては、町の新たな複合施設建設に向けての積立金が、3年度と比較しまして約1億7千万円ほど増えているということが原因であります。

続いて、主要施策の実績報告の33ページ、活動内容が3年度と比較して少なくなっているという状況でございますけれども、こちらにつきましては、令和3年度にコロナ禍において高齢者、特に高齢者の方の相談または高齢者の方が在宅においての不安等が生じたことにより、心配事ですとか、日常生活の支援が必要になったというところで多かったということが原因で、4年度につきましては、これが少しずつ回復されたというところで相談内容、支援件数が減ったものと思われま。

**副議長（中嶋君）** 山城峻一君、よろしいですか。

**10番（山城君）** はい。

**副議長（中嶋君）** ほかにございますか。

**9番（玉川君）** 4点伺います。まず、49ページの款2総務費、項1総務管理費、目14男女共同参画推進費。これの56万6,833円ありますが、若宮正子さんの講演会、これは84名参加とあるんですが、それ以外の活動への参加人数について伺います。

次に、101ページの款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、有害鳥獣対策事業について。これの侵入防止柵があるんですが、これの進捗状況、それと効果について。さらに、猟友会の皆さんの現在の状況、免許がそれぞれありますが、その種類と人数。それと、人員を確保するための町の動きについて伺います。

続きまして、同じ104ページで、款6農林水産業費、項2林業費、目2の林業振興費、松くい虫防除対策事業、これについて節12で委託料あります。防除事業の効果と現在の状況について伺います。

最後になりますが、118ページ、款8の土木費、項4の住宅費、目3住宅・建築物耐震改修事業費、住宅リフォーム補助事業ですが、節18負担金補助及び交付金ということで、24件に対して118万6千円出ています。これの工事内容と、交付金が出て工事全体の総額について伺います。以上です。

**企画政策課長（伊達君）** 決算書49ページから50ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目14男女共同参画費におきまして、男女共同参画推進費でありますけれども、女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきの講演会を除く活動への参加状況、参加人数ということでございます。

まず、女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきの講演会を除いての活動といたしましては、女性団体連絡会、それと男女共同みんなの会といった男女共同参画推進団体によるそれぞれ会報の発行ですとか、男女共同みんなの会におきましては、「女（ひと）と男（ひと）かがやき川柳」の企画・実施、また、パソコン講座や親子防災講座の実施といったものが挙げられます。

そのほか、県で行うセミナーですとか研修会、これはコロナ下ということもあってオンラインではありましたが、そちらへの参加。また、各団体内における理事会ですとか運営委員会、会報研修委員会等の会議などが挙げられます。これらの活動について、延べ300人程度のご参加をいただいたというところでございます。

**商工農林課長（竹内君）** 決算書101ページ、目3農業振興費の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、侵入防止柵設置の進捗状況と効果についてであります。地元の協力をいただきながら、平成25年度から上平区で設置を始めまして、その後、小網区、網掛区へと設置を進めております。現在は南条地区の入横尾区で設置を進めている状況でございます。

設置が完了した地区からは、農業被害が減ったこと、また住宅地への出没等、有害獣による被害が減少したという声をいただいていることから、効果が出ていると認識をしているところでございます。

次に、猟友会の状況でございますが、まず、狩猟に係る免許の種類と人数でございますけれども、現在の猟友会会員は20名でございます。このうち銃のみの免許所持者が9名、わなのみの免許所持者が5名、銃とわな両方の所持者が6名という状況でございます。

また、猟友会会員の増員への対策ということでございますけれども、若い方に狩猟免許を取得していただけるような広報啓発活動とともに、狩猟免許取得講習会等に必要な費用について補助を行うなど、狩猟免許を取得しやすい環境づくりに努めているところでございます。

続きまして、104ページの目2林業振興費の松くい虫防除対策事業における効果と現状というご質問でございますけれども、当町では、守るべき松林を明確にし、被害木を切り倒し被害拡大を防止する伐倒駆除を中心に、空中散布、無人ヘリ散布、樹幹注入などの防除対策を集中的に実施するほか、植樹、樹種転換、枯損木処理など様々な事業を取り入れ、委託事業として総合的な対策を進めているところでございます。

松くい虫による被害の状況でございますけれども、被害量の推移としましては、総合的な防除対策を実施した結果、横ばい状態にとどめているといった状況でございます。町の松くい虫防除対策会議においても、委員の皆様から、防除対策を実施している箇所では目に見えて効果が現れているとのご意見もいただいているところでございます。

**建設課長（堀内君）** ページ118ページ、款8土木費、項4住宅費、目3住宅・建築物耐震改修事業費、住宅リフォーム補助事業のうち節18負担金補助及び交付金、工事の内容についてでございますが、工事内容といたしますと、まず、トイレの改修が11件、キッチン改修、浴室改修、屋根改修がそれぞれ3件、ブロック塀の撤去2件、内装及び外装塗装がそれぞれ1件の計24件でございます。

また、全体の工事費といたしますと、総額で2,393万円となっております。

**副議長（中嶋君）** 玉川清史君、よろしいですか。

**9番（玉川君）** はい。

**副議長（中嶋君）** ほかにございませんか。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** 進行の声がでございます。これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款

6 農林水産業費、款 7 商工費、款 8 土木費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中目 4 水防費、目 5 防災費、款 10 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中スマートエネルギー設備導入事業、款 12 公債費、款 14 予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款 2 総務費のうち項 1 総務管理費中目 11 防犯対策費、目 12 交通安全対策費、目 13 消費生活費、項 3 戸籍住民基本台帳費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費を除く民生費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中目 9 上水道費、目 10 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中目 4 水防費、目 5 防災費を除く消防費、款 10 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。日程第 3 「議案第 42 号」から日程第 7 「議案第 46 号」までの 5 議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思ます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**副議長(中嶋君)** 異議なしと認めます。よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

---

◎日程第 3 「議案第 42 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

**副議長(中嶋君)** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**副議長(中嶋君)** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第 4 「議案第 43 号 令和 4 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

**副議長(中嶋君)** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**副議長(中嶋君)** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第 5 「議案第 44 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て」

**副議長（中嶋君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第6「議案第45号 令和4年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

て」

**副議長（中嶋君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第7「議案第46号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて」

**副議長（中嶋君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**副議長（中嶋君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第41号」から日程第7「議案第46号」までの6件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日13日から9月20日までの8日間は、委員会審査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

**副議長（中嶋君）** 異議なしと認めます。

よって、明日13日から9月20日までの8日間は、委員会審査等のため休会とすることに

決定いたしました。

次回は9月21日午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時34分)